第

3 3 3 9

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 8月 21日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 懸賞の賞金

Q:懸賞で賞金をもらいました。このお金には税金がかかるのですか?

 $oldsymbol{A}$: 一時所得となり、所得税の対象となります。

【解説】

所得税では、所得を利子所得から雑所得まで10の所得に区分して計算することとしています。

このうち、一時所得とは、次の所得をいうとされています。

- ① 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得のいずれにも該当しない所得であること
- ② 営利を目的とした継続的行為から生じた 所得でないこと
- ③ 一時に生ずる所得であること
- ④ 労務その他の役務の対価又は資産の譲渡 対価としての性質を有しない所得である こと

懸賞の賞金は、この一時所得に該当するものとして取り扱われることになっています。 このほかには、次のようなものも一時所得になります。

- ・ 福引の当選金品等で業務に関して受ける もの以外のもの
- ・ 競馬や競輪の払戻金
- ・ 生命保険の一時金で業務に関して受ける もの以外のもの、損害保険契約による満期 保険金等







